

医療機関指定事項

- 生活保護法指定医療機関・感染症法（結核）指定医療機関・原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関・肺がん検診精密検査実施協力医療機関・胃がん検診精密検査実施協力医療機関・大腸がん検診精密検査実施協力医療機関・前立腺がん検診精密検査実施協力医療機関・緊急肝炎ウイルス検査事業埼玉県協力医療機関・埼玉県住所地外小児予防接種相互乗り入れ協力機関・認知症サポート医・身体障害者福祉法（肝臓機能障害）指定医・身体障害者福祉法（腎臓機能障害）指定医・身体障害者福祉法（心臓機能障害）指定医・指定小児慢性特定疾病医療機関・難病指定医療機関

基本診療料の施設基準

- 時間外対応加算Ⅰ・明細書発行体制等加算・一般名処方加算 1,2・有床診療所入院基本料Ⅳ・有床診療所一般病床初期加算・夜間緊急体制確保加算・医師配置加算Ⅰ・看護配置加算Ⅰ・夜間看護配置加算Ⅱ・看取り加算

特掲診療料の施設基準

- 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料・在宅がん医療総合診療料・がん治療連携指導料・肝炎インターフェロン治療計画料・CT撮影及びMRI撮影（CT16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合）・小児外来診療料・医療機器安全管理料Ⅰ・がん性疼痛緩和指導管理料・糖尿病合併症管理料・下肢末梢動脈疾患指導管理加算・透析液水質確保加算・在宅療養支援診療所3・介護保険（医師居宅療養管理指導Ⅱ-1）